

## (1) 研修機関の情報

- 学校名称 : 神奈川県立二俣川看護福祉高等学校 福祉科
- 代表者 : 学校長 鈴木 恭子
- 所在地 : 神奈川県横浜市旭区中尾一丁目5番1号
- 教育理念 : **【教育目標】**  
高度な普通教育並びに看護及び福祉に関する専門教育を施すことにより、有為な人間を形成する。  
**【教育方針】**  
看護・福祉の社会意義を理解させるとともに、人間性涵養のため次のことを努める。  
心身の健康 品性を高め、常に強健な身体を保持し、明朗にして心豊かな人間性を養う。  
責任と協調 自己の精神を果たすとともに、平等な愛と協力を惜しまない態度を身に付ける。  
奉仕と勤勉 奉仕と勤労をいとわぬ精神を培う。  
**【福祉科指導目標】**
  - 1 福祉に関する基礎的・基本的知識技能を習得させ、自らの生活に役立つ社会福祉等の分野で貢献できる人材を育成する。
  - 2 福祉に関する専門教育を通して、「福祉の心」を育み、将来福祉等の分野でリーダーシップのとれる人材を育成する。
  - 3 介護・保育・医療・看護を中心とした大学・短大・専門学校への進学を目標とし学力の向上を図る。

## ○ 学 則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本校は、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校と称する。

(目的)

第2条 本校は、中学校の教育の基盤の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育並びに看護及び福祉に関する専門教育を施すことを目的とする。

(設置)

第3条 本校は、横浜市旭区中尾一丁目5番1号に置く。

(課程、学科及び定員)

第4条 本校に、全日制の課程の看護科及び福祉科を置き、その生徒の定員は別に定めるところによる。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

2 生徒が本校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### 第2章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届けた日

(4) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前 3 号に該当するものを除く。）

2 前項第 3 号及び第 4 号に規定する休業日の日数は、第 6 条に定める学年で通算して 60 日以内とする。  
（臨時休業）

第 9 条 非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特別の事情があるときは、授業を行わないことがある。

（振替授業）

第 10 条 教育の実施上特別の事情があるときは授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

### 第 3 章 教育課程及び教科用図書

（教育課程）

第 11 条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により編成する。

第 12 条 各教科に属する科目及び特別活動の単位数及び授業時数は、校長が別に定める。

（教科書）

第 13 条 本校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条に規定する教科書をいう。）は、県教育委員会が採択したものとする。

第 14 条 前条に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

### 第 4 章 課程の修了及び卒業の認定

（修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与）

第 15 条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

（卒業認定等の基準）

第 16 条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

（原級留め置き）

第 17 条 校長は、生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

### 第 5 章 入学、転学、留学、休学、退学等

（入学資格）

第 18 条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が、中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が指定した者

(5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(6) 校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（編入学資格）

第 19 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

（入学志願の手続き）

第 20 条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

（入学の許可、入学者の選抜）

第 21 条 入学は校長が許可する。

2 入学志願者に対する選抜は、県教育委員会の定めるところに従い、校長が行う。

（入学の手続き）

第 22 条 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

(転学)

第23条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第24条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第25条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認められる場合に留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取り扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第26条 生徒が、病気その他やむをえない理由により休学又は退学しようとするときは、保護者は、休学又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認められる者があるときは、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年をこえることはできない。

4 校長は、生徒の休学期間が1年以上にわたるときは、退学を命ずることがある。

(復学、再入学)

第27条 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証する書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が、再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第28条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記して校長に届け出なければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し、出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第30条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引きを願い出たときは、これを許可することがある。

(氏名又は住所の変更)

第31条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者の変更又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 授業料等

(授業料等)

第 34 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和 33 年神奈川県条例第 3 号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

## 第 8 章 職員組織

（職員組織）

第 35 条 本校の職員組織は、校長が別に定める。

第 36 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和 38 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 48 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日以降に本校の第 1 学年に入学する生徒に係る教育課程から適用

し、同日前に本校に入学した生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 60 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

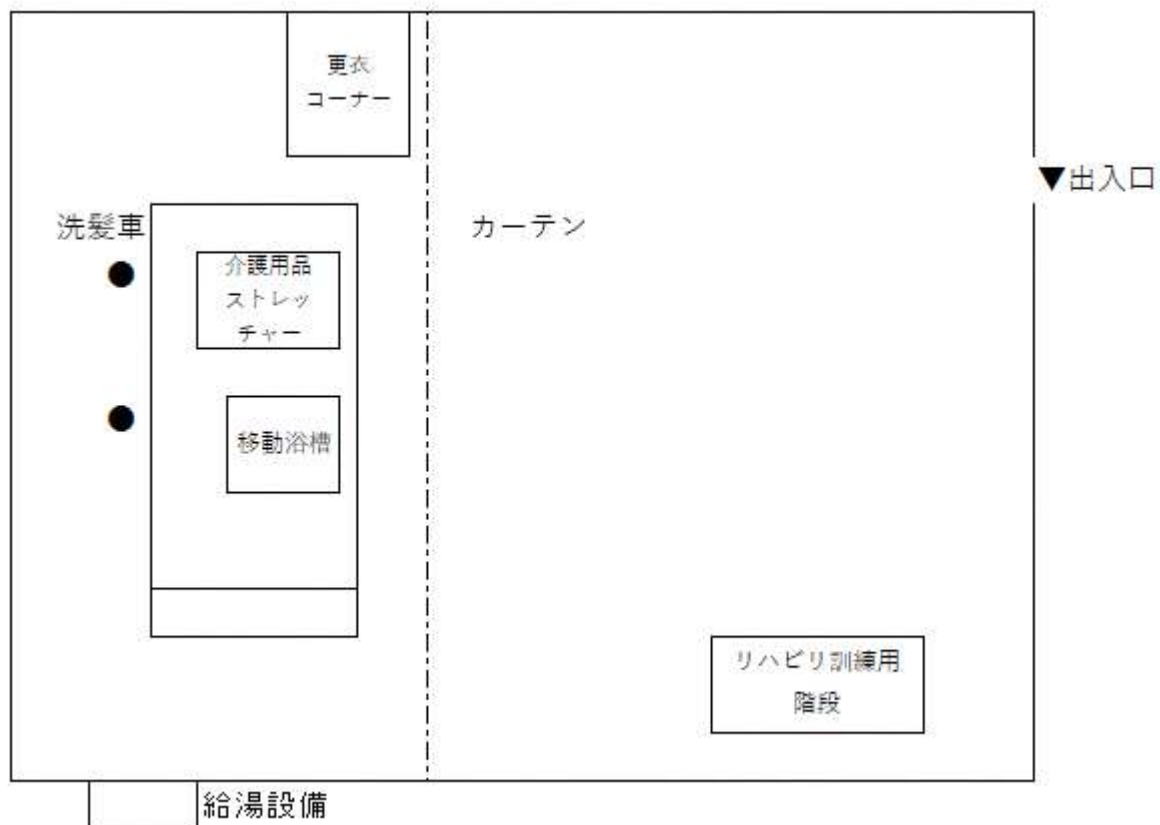
附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則



II 福祉実習室 48m<sup>2</sup>



III 在宅介護実習室 56m<sup>2</sup>



## (2) 研修事業情報

### ○ 研修の

- ① 対象者 : 本校福祉科1年生(受講開始時)
- ② 定員と指導者数 : 40名×2クラス
- ③ 研修受講まで : 募集・申込みは神奈川県教育委員会の公立高等学校入学者選抜試験に準ずる。
- ④ 費用 : 同行訪問実習費 1,000円
- ⑤ 留意事項・特徴・受講へのメッセージ

: 本校は、授業への遅刻5分以上を欠課扱いとなります。  
 欠席に応じた補習を行います。日頃の授業・実習の積み重ねによって専門的知識と技術、規律と柔軟性を兼ね備えた介護福祉従事者を育成したいと考えています。

- 課程編成責任者 : 福祉科教諭 池田 朋美

### ○ 研修カリキュラムと科目担当者・講師情報

※ 令和5年4月時点での開講から2年間における計画とする。

研修責任者	鈴木 恭子
コーディネーター	吉田 淳一      鈴木 誠

科目講師	氏名	担当科目
(五十音順)	池田 朋美	1 職務の理解
	今井 千晶	2 介護における尊厳の保持・自立支援
	加藤 福美	3 介護の基本
	鈴木 翠	4 介護・福祉サービスの理解と医療の連携
	成田 由希	5 介護におけるコミュニケーション技術
	長谷川 浩志	6 老化の理解
	逸見 聡美	7 認知症の理解
	保坂 和子	8 障害の理解
	米山 貴之	9 こころとからだのしくみと生活支援技術
	廣川 美子	9 こころとからだのしくみと生活支援技術

### ○ 協力実習機関の名称・住所等

運営主体（法人名）	施設名・事業所名	サービス種別	所在地
社会福祉法人 慶優会	特別養護老人ホーム 今宿ホーム	介護老人福祉施設	横浜市旭区今宿 1-5-1

### (訪問介護実習)

実習内容 (計画)	在宅支援の現状を把握し、介護職として求められる利用者の生活と心身の状況に応じた介護及び家事援助について学ぶ。
--------------	--

運営主体（法人名）	施設名・事業所名	サービス種別	所在地
社会福祉法人 聖テレジア会	在宅介護支援センター 聖ヨゼフヘルパーステーション	訪問介護	横須賀市緑が丘 28

社会福祉法人 中心会	えびな北高齢者施設	訪問介護	海老名市上今泉 4-8-28
社会福祉法人 麗寿会	元町ケアセンター	訪問介護	茅ヶ崎市元町 10-33
社会福祉法人 若竹大寿会	訪問介護わかたけ	訪問介護	横浜市神奈川区平川町 2-4
株式会社ツクイ	ツクイ横浜保土ヶ谷	訪問介護	横浜市保土ヶ谷区峰岡町 2-335-2
社会福祉法人 誠幸会	泉の郷訪問介護	訪問介護	横浜市泉区上飯田町 2079-1
セントケア神奈川株式会社	セントケア横浜	訪問介護	横浜市南区永田東 1-1-7 アーバンフラット井土ヶ谷 2F
セントケア神奈川株式会社	セントケア横浜泉	訪問介護	横浜市泉区和泉中央南 4-1-1 ストリームプラザ 3F-A
セントケア神奈川株式会社	セントケア港北	訪問介護	横浜市港北区新羽町 1293-1 ラ・リーブ 108号室
セントケア神奈川株式会社	セントケア鎌倉	訪問介護	鎌倉市大町 1-10-21 カマクラガーデンハウス 1階
社会福祉法人 秀峰会	さくら苑ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市旭区笹野台 1丁目 1-22 第一櫻ビル 1F
社会福祉法人 秀峰会	楠の大樹ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 48-11 ミオカステロセンター南 202
社会福祉法人 秀峰会	銀の舞ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市旭区二俣川 2-50-14 コブレ二俣川オフィス 905号
社会福祉法人 秀峰会	希望の大地ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市戸塚区品濃町 545-30 クライテリア東戸塚 1階
社会福祉法人 秀峰会	桐の大樹ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市神奈川区西神奈川 1-9-2 グレース竹和老番館 2階
社会福祉法人 秀峰会	櫻の大樹ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市港北区綱島西 1-10-10 第5吉田ビル 3階
社会福祉法人 秀峰会	豊穰の大地ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市保土ヶ谷区和田 1-13-1 朋和ビル 201
社会福祉法人 秀峰会	銀杏の大樹ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市中区山下町 252 グランベル横浜ビル 3階E F
社会福祉法人 秀峰会	銀河の詩ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市鶴見区鶴見中央 4-32-1 UNEX ビル 801
社会福祉法人 秀峰会	銀鈴の詩ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市西区平沼 1-1-15 ルピナス平沼 2F
社会福祉法人 秀峰会	磯風の謡ヘルパーステーション	訪問介護	横浜市磯子区磯子 3-8-20 サムティレジデンス横濱磯子 1階
社会福祉法人 秀峰会	花の生活館ヘルパーステーション	訪問介護	神奈川県横浜市泉区弥生台 13-4 横山ビル 202



## ○ 協力実習機関の実習指導者名

施設実習名	実習指導者名
社会福祉法人聖テレジア会 聖ヨゼフヘルパーステーション	増野 宣子
社会福祉法人中心会 えびな北高齢者施設	藤村 淳
社会福祉法人麗寿会 元町ケアセンター	松岡 宏
社会福祉法人若竹大寿会 訪問介護わかたけ	佐藤 佑輝
株式会社 ツクイ ツクイ横浜保土ヶ谷	野口 真奈美
社会福祉法人 誠幸会 泉の郷訪問介護	山村 麻美
セントケア神奈川株式会社 セントケア横浜	渡邊 玲子
セントケア神奈川株式会社 セントケア横浜泉	石塚 千枝子
セントケア神奈川株式会社 セントケア港北	福原 郁香
セントケア神奈川株式会社 セントケア鎌倉	溝江 綾乃
社会福祉法人秀峰会 さくら苑ヘルパーステーション	児玉 さおり
社会福祉法人秀峰会 楠の大樹ヘルパーステーション	河原 里子
社会福祉法人秀峰会 銀の舞ヘルパーステーション	佐々木 里美
社会福祉法人秀峰会 希望の大地ヘルパーステーション	細海 公子
社会福祉法人秀峰会 桐の大樹ヘルパーステーション	新井 典子
社会福祉法人秀峰会 櫻の大樹ヘルパーステーション	新井 ひとみ
社会福祉法人秀峰会 豊穰の大地ヘルパーステーション	富田 敬子
社会福祉法人秀峰会 銀杏の大樹ヘルパーステーション	福沢 よし子
社会福祉法人秀峰会 銀河の詩ヘルパーステーション	小沢 貴久恵
社会福祉法人秀峰会 銀鈴の詩ヘルパーステーション	島田 千代子
社会福祉法人秀峰会 磯風の謡ヘルパーステーション	大川 綾子
社会福祉法人秀峰会 花の生活館ヘルパーステーション	山口 久美子

○ 終了評価の方法、評価

座学科目 : 修了試験 70点以上合格

演習科目 : 実技試験 90点以上 : A

70点～79点 : C

80点～89点 : B

70点未満 : D (不合格)

○ 実習プログラム内容、プログラムの特色

実習目標 : ① 在宅における介護について理解する。  
② 家族への支援について考える。  
③ 多職種との連携について学ぶ。

実習項目 : 身体介護  
生活援助

○ 協力実習期間における述べ人数

各施設4名程度

○ 実績情報

① 過去の実績実数回数 (9回)

○ 連絡先等

※ (1) 参照